

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アメイズと称し、英文では、Amaze Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ホテル旅館業
- (2) 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営
- (3) 不動産の賃貸
- (4) 煙草、酒類及び雑貨の小売
- (5) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大分県大分市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式の名義書換その他株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主またはその代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規程により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(改 正)

本定款の改正は、株主総会の決議によらなければならない。

改正 平成19年2月23日

改正 平成22年2月25日

改正 平成22年10月8日

改正 平成23年2月25日

改正 平成24年2月24日

改正 平成25年2月28日

改正 平成25年5月13日 (会社法第184条第2項に基づく改正)

改正 平成25年6月28日 (会社法第184条第2項に基づく改正)

改正 平成26年11月10日 (会社法第184条第2項に基づく改正)

改正 平成28年2月25日

改正 平成31年2月22日 : 発行可能株式数、監査等委員会設置

改正 令和5年2月21日:電子提供措置等の改正

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第93期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。本定款の改正は、株主総会の決議によらなければならない。

第2条 変更後定款第18条の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)

附則第1条ただし書きに定める施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有するものとする。

2 本附則は、施行日から6ヶ月経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。